

だより 年金

第7号

平成22年6月
発行



もくじ

2●年金受給権者のみなさまへのお知らせ

平成22年度の年金額について

他の給与所得による年金の制限

3●年金支払通知書の一部が変更になりました

4-5●年金相談コーナー

6-7●こんな時には届出を

●市町村連合会のホームページのご案内

8●ねんきんカレンダー

年金受給権者の
みなさまへの

お知らせ



平成22年度の年金額について

**平成22年度の年金額は据え置き
(平成21年度と同じ額)となります**

総務省から平成21年平均の全国消費者物価指数が発表され、「物価変動率」は前年比▲1.4%でした。

本年度の場合、物価変動率がマイナスとなりましたが、改定された本来の年金額よりも、現在支給されている物価スライド特例水準の年金額の方が高いため、本年度の年金額は平成21年度と同じ額に据え置かれることとなります。

他の給与所得による年金の制限

**平成22年度からの支給停止調整額(支給
停止となるかの基準額)が変更となりました**

共済年金を受給されている方が、民間会社等に再就職し、厚生年金保険の被保険者等になったときは、その間、次の算定式に応じて共済年金の一部が支給停止される場合があります。

【年金支給停止額の算定式】

支給停止額(年額) = (基準収入月額相当額 + 基本月額 - 支給停止調整額) × 1/2 × 12



平成21年度まで：48万円 ⇒ 平成22年度から：47万円

平成22年度から支給停止調整額が48万円から47万円に引き下げられ、基準収入月額相当額(給与及び賞与)と基本月額(年金)の1か月当たりの合計額が、47万円を超える場合、その超える額の2分の1の額が、共済年金の支給停止額(月額)とされることとなりました。

支給停止調整額が引き下げられたことにより、支給停止額が増えたり、また、今まで共済年金が支給停止となっていなかった方についても、支給停止となる場合があります。

※支給停止額の具体的な計算方法などについては、4ページ、5ページの「年金相談コーナー」に詳しく記載していますので、参考にしてください。

年金支払通知書の一部が変更になりました

- 過去にさかのぼって年金額の改定などを行った場合に生じる差額(前支給期までに既に支給した額(改定前の額)と本来支給すべきであった額(改定後の額)の差額)を「遡及差額」として表示する欄(下図の赤枠部分)が新設されました。

※上記の「遡及差額」には、一時金返還額及び所得税の差額も含まれております。

- 既に確定申告をされた方でも、年金額が過去にさかのぼり変更となったときは、修正申告が必要となる場合があります。

修正申告を行う必要がある場合は、共済組合から送付される過年度の源泉徴収票(無効・訂正分)を税務署に持参の上、修正申告を行ってください。

※確定申告及び修正申告についてご不明な点等ございましたら、お近くの税務署までお問い合わせください。

- 「遡及差額」が生じない場合は、当該欄は空欄となります。

下図の赤枠部分に変更になりました。



【例】当期支給額が200,000円、所得税が5,000円、遡及差額が20,000円の場合、年金支払通知書には下記のとおり記載されます。

支 払 明 細 (円)		備 考
当期支給額	200,000	
支給差額		
一時金返還額 [△]		
差引支給額 [Ⓐ]	200,000	
所 得 税	5,000	
控		
除		
額		
計 [Ⓔ]	5,000	
遡及差額 [Ⓒ]	20,000	
差引支払額 ^{(Ⓐ)-(Ⓔ)+(Ⓒ)}	215,000	

年金証書記号番号 86XX0000000000

- ハガキ形式の年金支払通知書についても、「遡及差額」欄が新設されました。

(通常、年金支払通知書は、6月支給期及び12月支給期の年2回、帳票形式により送付しておりますが、6月支給期及び12月支給期以外の支給期において、住所、氏名、振込先、支払明細のいずれかに変更があった場合には、ハガキ形式の支払通知書が送付されます。)

年金相談コーナー

共済年金の受給者が民間会社等に再就職し、厚生年金保険の被保険者等となった場合、その間、給与等の収入額及び年金額に応じて、共済年金の一部が停止となることがあります。これを「他の給与所得による年金の制限(いわゆる**所得制限**)」といいます。

Q1 支給停止の対象となる共済年金の種類は何ですか？

A1 退職共済年金と障害共済年金が停止の対象となります。
(遺族共済年金は停止の対象となりません。)

Q2 支給停止の対象となる「厚生年金保険の被保険者等」とは、具体的にどのような方のことですか？

A2 「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の方のことをいいます。
①厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の者を含みます。)
②私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)
③国会議員・地方議会議員
※ただし、①、②に該当する方で、昭和12年4月1日以前生まれの方は除きます。
※再就職をして①～③に該当することとなった方は「年金受給権者再就職届書(他制度加入用)」を必ずご提出ください(7ページをご参照ください。)

Q3 支給停止の対象となる期間はいつからいつまでですか？

A3 支給停止の対象となる期間は、「厚生年金保険の被保険者等」になった日の属する月の翌月から、当該被保険者等として退職した日の属する月までとなります。
例えば、4月1日に再就職し厚生年金保険の被保険者となり、同じ年の10月31日に再退職し厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、5月分から10月分までの共済年金が支給停止の対象となります。

Q4 支給停止額はどのように計算されるのですか？

A4 次の式により計算した額(年額)が支給停止となります。
ただし、次の式により得た額が0円以下であった場合は年金の支給停止はありません。

$$\text{支給停止額(年額)} = (\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

(注1) (注2)

支給停止調整額が
48万円→47万円に引き下げ

(注1) 基準収入月額相当額は次の式により算出されます。

停止の対象となる月の前月の標準報酬月額
(厚生年金保険の被保険者等の年金保険料
(掛金)の標準となった1か月分の報酬・給与等)

+

停止の対象となる月の前月
以前の過去1年分の賞与の
総額(右ページ参照)÷12

(注2) 基本月額は次の式により算出されます。

停止の対象となる月の退職共済年金または障害共済年金の額から、
職域年金相当部分・加給年金額・経過的加算の額を除いた金額

÷12

所得制限の計算例

【例】昭和24年10月15日生まれの方が、平成22年3月31日に定年退職後、同年4月1日に民間会社等に再就職し、同日付で厚生年金保険の被保険者となられた場合

退職共済年金額(年額) 158万円の場合

内 訳	職域年金相当部分	26万円…②	停止 対象 額
	厚生年金相当部分	132万円…③	
	定額部分	0万円…④	
	加給年金額	0万円…⑤	
	合計	158万円…①	

<支給停止の対象となる期間>

左ページA3のとおり、5月分の共済年金から支給停止の対象となります。

<公務員として在職時の期末・勤勉手当の額>

平成21年 6月 108万円⑥

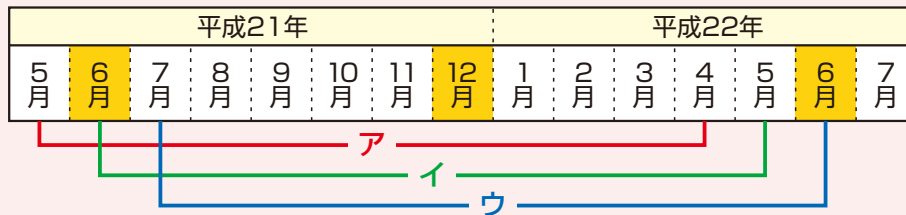
平成21年12月 120万円⑦

<再就職後の標準報酬月額及び賞与の額>

平成22年4月の標準報酬月額 20万円⑧

平成22年6月の賞与 24万円⑨

「停止の対象となる月の前月以前の過去1年分の賞与」の範囲



は、期末・勤勉手当又は賞与の支給がある月

平成22年5月・6月の前月以前の過去1年分の賞与の範囲

…5月:ア 6月:イ(平成21年6月の期末・勤勉手当と平成21年12月の期末・勤勉手当が対象)

平成22年7月の前月以前の過去1年分の賞与の範囲

…7月:ウ(平成21年12月の期末・勤勉手当と平成22年6月の賞与が対象)

平成22年5月からの支給停止額の計算

基準収入月額相当額は、左ページA4(注1)の式に当てはめると、

【5月・6月】 $20\text{万円}⑧ + \frac{108\text{万円}⑥ + 120\text{万円}⑦}{12} = 39\text{万円}⑩$

【 7月 】 $20\text{万円}⑧ + \frac{120\text{万円}⑦ + 24\text{万円}⑨}{12} = 32\text{万円}⑪$

過年1年分の賞与
(上図の ア・イ 期間)

基本月額、左ページA4(注2)の式に当てはめると、

$(158\text{万円}① - (26\text{万円}② + 0\text{万円}⑤)) \div 12 = 11\text{万円}⑫$

過年1年分の賞与
(上図の ウ 期間)

上記の基準収入月額相当額及び基本月額を左ページA4の支給停止額(年額)を求める式に当てはめると、

【5月・6月】 $(39\text{万円}⑩ + 11\text{万円}⑫ - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12 = 18\text{万円}$

【 7月 】 $(32\text{万円}⑪ + 11\text{万円}⑫ - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12 \leq 0$



【5月・6月】 18万円(年額)が支給停止となり、140万円が受給できる年金額となります。

【 7月 】 支給停止額が0円以下のため、支給停止とならず、158万円が受給できる年金額となります。

こんな時には届出を

1

氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

■提出の必要な書類

- 年金受給権者異動報告書

■上記の書類に添付する書類

- 氏名変更の場合……年金証書
- 受取金融機関変更の場合……口座名義及び口座番号の確認できる預金通帳の写し
(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は不要です。)
- 住所変更の場合……原則添付書類は不要です。年金受給権者異動報告書のみご提出ください。



※共済組合に登録されている住所と現住所の相違が判明した場合は、共済組合から報告書を送付させていただくことがありますので、報告書が届きましたらお手数ですが共済組合までご返送願います。

注意

- 住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方及び外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容(氏名、住所)の確認ができません。この場合、確認書類(戸籍抄本、住民票等)の提出が必要となります。

2

加給年金額対象者に異動があったとき

■こんな時に届出が必要となります

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるもの)に限り、または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)を受給することとなったとき
- 加給年金額対象者が亡くなったとき
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻(養子縁組を含む。)したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など



■提出の必要な書類

- 加給年金額対象者異動届書
(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)

注意

- 加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- 年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

3

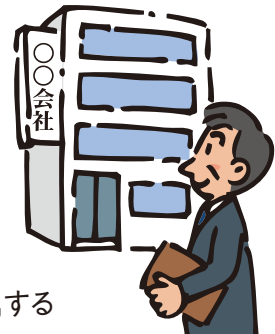
就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全額が支給停止になります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類……年金証書

※なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。



■民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金の年金受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の者を含みます。)もしくは私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき及び議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)または過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類……雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類……雇用保険受給資格者証の写し

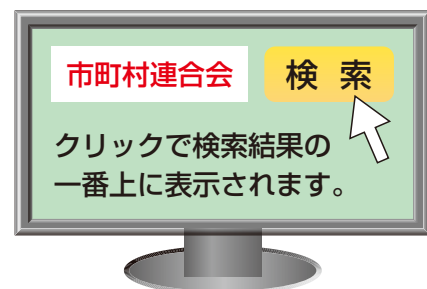
注意

- **2**と**3**の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますのでご注意ください。

市町村連合会のホームページのご案内

市町村連合会のホームページには、年金に関する手続きのご案内や『年金だより』のバックナンバー、届出用紙のダウンロード機能などがございます。

また、共済年金の新しい情報についても、随時更新していますのでご利用ください。



アドレス <http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

ねんきんカレンダー

平成22年6月～
平成23年6月までの
予定です

時 期		定期支給関係	その他
平成22年 6月	中旬 15日(火)	『年金だより』をお送りしています。 〔年金支払通知書〕をお送りします。*1 年金支給日(4月・5月分)*2	
8月	13日(金)	年金支給日(6月・7月分)*2	
10月	15日(金)	年金支給日(8月・9月分)*2	平成23年分「扶養親族等申告書」を お送りします(10月～11月頃)。
12月	中旬 15日(水)	『年金だより』をお送りします。 〔年金支払通知書〕をお送りします。*1 年金支給日(10月・11月分)*2	
平成23年 1月	下旬		平成22年分「源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。
2月	15日(火)	年金支給日(12月・1月分)*2	平成22年分確定申告開始 (2月中旬～3月中旬)
4月	15日(金)	年金支給日(2月・3月分)*2	
6月	中旬 15日(水)	『年金だより』をお送りします。 〔年金支払通知書〕をお送りします。*1 年金支給日(4月・5月分)*2	

*1 〔年金支払通知書〕は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、支給額、氏名、金融機関等に変更があった場合には、6月・12月以外でも〔年金支払通知書〕を送付します。

*2 年金支給日には、原則として支給月の前2月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

ご注意ください

〔年金支払通知書〕の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、〔年金支払通知書〕が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

■市町村連合会ではご意見、ご感想などをお待ちしています

市町村連合会では、『年金だより』をお読みいただいたみなさまから、
さまざまなご意見、ご感想などをお待ちしています。
お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただきます。
ご意見、ご感想などありましたら、市町村連合会までお寄せください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会 年金部 ☎03-5210-4608

年金だより
第7号
平成22年6月

■発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/>